平成２５年（フ）第１２９号
岐阜県大垣市大井２丁目38番地２　ラポールおおいＢ棟103号室
債務者　桐山　憲子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２１０８号
愛知県日進市岩崎台４丁目707番地　フラワータウンＫ　Ｄ―101
債務者　奥野　恵美（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２６号
愛知県尾張旭市北山町北新田７番地15　加藤アパート６―203
債務者　都築　里美
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４１号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目13番17号　インペリアルＹ101号
債務者　林　　若子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
松江市東本町２丁目17番地、前住所鳥取県米子市大篠津町1346番地　クレアコート102号
債務者　輪島　就平
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６５号
神奈川県横須賀市浦賀丘１丁目１番４号
債務者　鵜川　智恵
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１８９号
神奈川県横須賀市森崎２丁目18番８号
債務者　金子　靖子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１９０号
神奈川県横須賀市阿部倉19番21号
債務者　制野　恭史
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１９２号
神奈川県横須賀市岩戸１丁目７番22号
債務者　水越　寿法
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８８号
山口県下松市大字河内578番地１雇用促進住宅河内第二宿舎２号棟204号室、前住所山口県光市大字立野488番地37
債務者　網本　重彦
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１３３４１号
千葉県茂原市東部台２丁目23―４―101
債務者　江澤　典昭
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３４３号
千葉県木更津市畑沢２丁目39―10　リバーサイド21―202
債務者　白岩　　睦
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３４４号
千葉県木更津市高柳4836―５
債務者　松岡　一男
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３４５号
千葉県木更津市高柳4836―５
債務者　松岡　春美
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３４７号
東京都中野区大和町３丁目20―８―105
債務者　中津川　聡
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３６０号
東京都足立区千住曙町31―14―201
債務者　増田　美子（旧姓折原）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３６２号
東京都日野市日野本町２丁目８―２―301
債務者　千野麻里子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部